令和７年９月４日

市政記者クラブ様

住宅都市局建築指導部開発指導課
担当：榎本、野々山
電話：972-4248

東海豪雨から 25 年にあたる９月 11 日に
危険な盛土等の情報提供等に関する協定を締結します！

令和３年７月に静岡県熱海市で大雨に伴う盛土崩落により大規模な土石流災害が発生したことを契機に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的とした**「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）」**が施行されました。本市ではこの法律にもとづき、**５月 19 日に市全域を宅地造成等工事規制区域に指定**し運用を開始しており、盛土等の災害から市民の安全を守るため取り組んでおります。

本市として更なる災害防止に取り組むため、**危険な盛土等の早期発見に向けた監視体制を強化することを目的**として、**「名古屋市内における危険な盛土等の情報提供等に関する協定書」**を**佐川急便株式会社様、ヤマト運輸株式会社様、一般社団法人愛知県建設業協会様、一般社団法人名古屋建設業協会様**と締結することとなりました。

つきましては、浸水やがけ崩れ等で市内各地に甚大な被害をもたらした東海豪雨からちょうど 25 年にあたる９月 11 日（木）に下記のとおり締結式を開催しますので、お知らせします。

記

１　協定締結式

（１）日時　令和７年９月 11 日（木）　10 時 30 分から 10 時 45 分まで
（10 時 20 分から受付開始）

（２）場所　名古屋市役所　第一会議室（本庁舎２階）

（３）出席者　佐川急便株式会社　中京支店　支店長　広瀬　禎幸　様
ヤマト運輸株式会社　名古屋主管支店長　小倉　太　様
一般社団法人　愛知県建設業協会　会長　髙柳　充広　様
一般社団法人　名古屋建設業協会　会長　近藤　正　様
名古屋市　市長　広沢　一郎

２　協定の概要

危険と感じる盛土等を発見したときや情報を得たときにおいて、業務に支障のない範囲で本市に情報提供を行うもの。

３　その他

取材をされる方は、事前に住宅都市局開発指導課盛土規制担当（電話：972-4222　担当：野々山）までご一報ください。